

事 務 連 絡

平成 23 年 4 月 26 日

各市町村等の介護保険担当課 }
各介護サービス事業所 } 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東北地方太平洋沖地震及び津波関係】

被災者に係る利用料等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添（写）のとおり取扱いが示されましたので、お知らせします。

つきましては、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

(通知の概要)

被災者に係る利用料等の取扱いの対象者範囲が拡大されたもの

【拡大された対象者】

被保険者が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨の申し立てを行った場合でも、同様に取り扱うものであること。

岩手県保健福祉部長寿社会課
T E L : 019-629-5435
F A X : 019-629-5444
E-Mail : AD0005@pref.iwate.jp